

第4章

計画の内容

[持続可能な開発目標（SDGs※）]

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



基本目標Ⅰ 多様性が尊重される社会を実現する意識を醸成する

重点目標 1 男女共同参画の促進に向けた意識の浸透

【めざす方向】

誰もが固定的性別役割分担意識※にとらわれず、自己肯定感を持ち、地域や社会で活躍できる男女共同参画社会※を実現するためには、家庭、学校、地域、職場などの場を通して、子どもの頃から人権尊重や男女の相互理解と協力について学び、男女共同参画の意義に対する理解を深めることが重要です。

また、個人や集団の間に存在しているさまざまな違いや、多様な価値観を認め合うダイバーシティ※への理解を促進し、社会のあらゆる分野において、教育・学習・啓発の機会の充実を図ります。

【施策の方針】

（１）社会制度・慣行の見直しに向けた啓発の充実

市民一人ひとりが男女共同参画やダイバーシティについての趣旨や意義に対する理解を深め、家庭、学校、地域、職場などにおいて、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス※）、固定概念にとらわれた社会制度や慣行の見直しを行うことにより、男女共同参画の積極的な実践につなげ、新たな価値・発想によって社会が活性化するように、多様な媒体を活用し、幅広い年齢層に対して身近でわかりやすい意識啓発に努めます。

① 社会制度・慣行等の見直しに向けた啓発活動の実施

施策の内容	関連事業	所管
広報誌や情報誌、ホームページ等を通して、社会制度・慣行等を見直すきっかけとなるような広報・講座を活用した啓発に努めます。	・啓発イベントの開催 ○男女共同参画推進セミナーの開催 ・出前講座の開催 ・作品展の開催 ・情報誌「WITHテリア」、リーフレットの発行 ・懸垂幕の掲示と啓発パネルの展示 ・広報くらしき、ホームページ掲載 ・各種講座の開催 ・男女共同参画推進センター登録団体への事業委託	男女共同参画課 男女共同参画推進センター

(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備

男女平等・男女共同参画の視点に立った人権教育等を継続して推進するとともに、一人ひとりの個性や能力に応じて進路選択ができるよう、子どもの頃から男女共同参画の理解促進に努め、固定的な性別役割分担意識^{*}や性差に関する偏見の解消につなげます。また、学校園、家庭、地域の連携を図り、多様な教育活動の中で、発達段階に応じた男女平等・男女共同参画意識の浸透を図ります。

① 保育・教育の場における男女平等と男女共同参画の意識づくり

施策の内容	関連事業	所管
固定的性別役割分担の点検や男女混合名簿の導入等により、男女平等・男女共同参画を推進する環境づくりと子どもの心身の発達段階に応じた保育・学習内容と指導の充実を図ります。また、個人の能力に応じて進路選択ができるよう、男女共同参画の視点に立った生徒指導・進路指導に努めます。	・保育関係者対象の研修会・講演会の開催 ・公開保育の実施 ・男女平等・男女共同参画を推進する教育の充実 ・男女混合名簿の導入	保育・幼稚園課
	・学校園人権教育研修事業 ・男女平等・男女共同参画を推進する教育の充実 ○中学校における男女混合名簿の導入 ・人権教育の推進	人権教育推進室 指導課

② 性・命にかかわる保育・教育の充実

施策の内容	関連事業	所管
年齢や発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施するとともに、命の尊さについての保育・教育の充実に努めます。	・学校園人権教育研修事業【再掲】 ・発達段階に応じた命の尊さについての保育・教育の実施 ・発達段階に応じた適切な性に関する指導の実施	保育・幼稚園課 人権教育推進室 指導課 保健体育課

○…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した関連事業



③ 男女共同参画に関する資料の作成と活用

施策の内容	関連事業	所管
中学2年生を対象とした啓発誌「ONE STEP UP」を市内全中学校へ配布し、学級活動、人権学習、総合的な学習の時間等で活用します。	・啓発誌「ONE STEP UP」の配布	男女共同参画課
	・学校園人権教育研修事業【再掲】 ・人権教育の推進【再掲】	人権教育推進室 指導課

☆④ 人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進

施策の内容	関連事業	所管
保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等・男女共同参画意識が形成される人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進を図ります。	・出前講座の実施	男女共同参画課
	・公開保育の実施【再掲】 ・講演会の開催 ・男女平等・男女共同参画を推進する教育の充実【再掲】 ・人権教育の推進	保育・幼稚園課
	・学校園人権教育研修事業【再掲】 ○中学校における男女混合名簿の導入【再掲】 ○中学校における女子制服選択制の推進 ・人権教育の推進【再掲】	人権教育推進室 指導課

☆⑤ 庁内推進体制の充実

施策の内容	関連事業	所管
庁内で男女共同参画を積極的に推進するため、男女共同参画に関わる部署へ「男女共同参画推進員」の配置を検討し、施策を効果的に展開するとともに、推進体制の充実を図ります。	○庁内における「男女共同参画推進員」の配置	男女共同参画課



(3) 多様な生涯学習の機会の提供

市民の身近な場において、男性や若者も参加しやすい工夫を行いながら、幅広い世代に向けてセミナー・講座等を開催するなど、さまざまな媒体や多様な機会の活用を通して学習の場の提供に努め、男女平等と男女共同参画を身近な問題として認識できるよう理解の促進に努めます。

① 男性や若者も参加しやすい講座・セミナー等の開催

施策の内容	関連事業	所管
開催日時の工夫等、男性や若者も参加しやすい学習の場を提供し、男女共同参画の意義についての理解を促進します。	・男性や若者を中心としたセミナー・講座の開催	男女共同参画課

② 公民館における講座の充実

施策の内容	関連事業	所管
地域にもっとも身近な生涯学習施設である公民館において、男女平等と男女共同参画の意識浸透につながる事業を関連部署と連携しながら、展開することにより、啓発活動に努めます。	・各種講座・講演会の実施	市民学習センター

(4) 男女共同参画に関する調査・研究の推進と情報収集・提供

男女共同参画に関する情報や資料を収集し、その情報を広く市民に多様な手段で提供し、男女共同参画に対する市民の意識を高めます。

① 男女共同参画に関する情報の収集・提供

施策の内容	関連事業	所管
図書館などにおいて、男女共同参画に関する書籍や資料の収集・貸出・特集を行うことにより、市民の意識啓発を行います。	・資料収集・提供	中央図書館
	・図書室での書籍の収集・貸出	市民学習センター
市民及び事業所を対象に、男女共同参画に関するアンケートを実施し、結果をホームページや冊子により公表し啓発を図るとともに、ダイジェスト版を各種講座などで啓発資料として活用します。	・市民及び事業所を対象に行った男女共同参画に関するアンケート結果の公表と活用	男女共同参画課
国・県・他都市等の男女共同参画に関する資料等について情報収集し、ホームページ等を通して情報提供を行います。	・男女共同参画に関する情報収集・提供	男女共同参画課
	・書籍の収集・貸出	男女共同参画推進センター
人権や男女平等・男女共同参画に関するDVD・ビデオの貸出を行います。	・人権啓発DVD・ビデオの購入・貸出及び啓発冊子の作成、配布	人権推進室

☆…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した施策

○…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した関連事業



重点目標 2 多様性の理解促進、人権の尊重

【めざす方向】

私たちが普段何気なく見かける広告や映像などには、男性を中心としてきた社会の仕組みや無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス※）につながる表現が含まれていることがあります。

教育現場やメディア等において人権、男女平等・男女共同参画に配慮した表現を推進し、性的マイノリティ※や外国にルーツを持つ人々など、さまざまな背景を抱える人々も安心して暮らせる環境の整備に取り組むとともに、理解を深めるための啓発等を行います。

【施策の方針】

（５）メディア等における男女の人権に配慮した表現の促進

市の刊行物等において、人権侵害につながる表現がないか、性別の固定的な概念につながる表現がないか確認し、多様性や人権に配慮した表現の使用を推進します。

① 表現における配慮の推進

施策の内容	関連事業	所管
市の刊行物やウェブサイト等において、人権や男女平等・男女共同参画に配慮した表現を推進します。	・ 広報誌など市の刊行物等における人権、男女平等・共同参画に配慮した表現の推進	くらしき 情報発信課
	・ 男女共同参画の視点からの表現の推進	男女共同 参画課
メディアやインターネット上で発信される情報を市民一人ひとりが主体的に評価する能力の向上を図ります。	○情報リテラシーに関する情報提供	男女共同 参画課



（６）性の商品化を許さない意識の浸透

人間の尊厳を傷つける性の商品化の根絶に向けて、人権侵害や犯罪を防止するため、性の商品化を許さない意識の浸透を図ります。

① 性に起因する人権侵害や犯罪防止の啓発

施策の内容	関連事業	所管
性に起因する人権侵害や犯罪を防止するため、広報・啓発に努め、一人ひとりを尊重する市民意識の醸成を図ります。	・啓発パンフレットなどの作成・配布などの啓発活動	男女共同参画課

（７）性的指向※・性自認※等に関する理解の促進

性的マイノリティ※の方が、その人らしさを尊重され、お互いに多様性を認め合う社会の実現をめざし、性的指向・性自認等に対する正しい理解を広め、偏見や差別の解消を図ることにより、社会全体が多様性を尊重し、認め合う環境づくりを進めます。

① 性的指向・性自認等に関する理解の促進

施策の内容	関連事業	所管
性的指向・性自認等に対する偏見や差別の解消をめざし、性的指向等に関する正しい知識と理解を深め、問題解決に向けた啓発活動に取り組みます。	・人権啓発DVD・ビデオの購入・貸出及び啓発冊子の作成、配布【再掲】	人権推進室
	○男女共同参画推進セミナーの開催【再掲】	男女共同参画課 男女共同参画推進センター
	・啓発誌「ONE STEP UP」の配布【再掲】 ○出前講座でLGBT※、SOGI※をテーマとした出前講座の開催 ○市職員向けマニュアル作成と周知	男女共同参画課
LGBTなど性的マイノリティの方のパートナー関係を尊重するために市が公的に証明する制度の導入を検討します。	○パートナーシップ宣誓制度※の導入の検討 ○性的マイノリティの理解者（アライ※）の普及啓発	男女共同参画課
性的マイノリティの方が感じている精神的負担や不安感の軽減に取り組みます。	○性的マイノリティのための相談窓口設置の検討	男女共同参画課

○…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した関連事業

※SOGI：Sexual Orientation and Gender Identity のことで、どの性別を好きになるか/ならないかを表す「性的指向 (Sexual Orientation)」と、自分の性別をどう認識しているかを表す「性自認 (Gender Identity)」の頭文字を取った言葉。LGBTがレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーという「誰」を指すのに対し、SOGIは「どんな性別を好きになるのか」、「自分自身をどういう性だと認識しているのか」という「状態」を指し、広い概念を表している。

※アライ：英語の「同盟、支援」を意味する「ally」を語源とする言葉。レズビアン、ゲイ、バイセクシャルなど、性的マイノリティの方を理解し支援する方のことまたはその考え方を指す。



② 児童生徒の性的指向※・性自認※等に関するきめ細かな対応

施策の内容	関連事業	所管
性的指向・性自認に関する正しい知識を身につけ、児童生徒へ適切に対応するための教員研修を行います。	○教職員向け指導資料の活用 ・学校園人権教育研修事業【再掲】	人権教育推進室
性別違和を感じる児童生徒に対し、学校生活におけるきめ細かな支援を行います。 また、性的指向・性自認に関して悩みを抱える児童生徒に対する相談体制を充実させます。多様な性の在り方を正しく理解し、互いを認め合う人権教育を推進します。	・学校園人権教育研修事業【再掲】 ・人権教育の推進【再掲】	人権教育推進室 指導課 保健体育課

③ 保護者に対する教育・啓発の推進

施策の内容	関連事業	所管
性的指向・性自認に関する正しい知識を身につけ、児童生徒へ適切に対応するための保護者への教育・啓発を行います。	○保護者向け教育・啓発資料の作成と活用 ○PTA人権教育推進事業	人権教育推進室



※**レインボーフラッグ**：レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー（LGBT）の尊厳とLGBTの社会運動を象徴する旗。フラッグに使われる6色はLGBTコミュニティの多様性を表し、LGBTの権利パレードなどで使用される。

★（８）外国にルーツを持つ人々への理解の促進

外国籍の方や国籍にかかわらず親や祖先が外国出身者である方など、外国にルーツを持つ人々が安心して暮らすことができるよう環境の整備を行い、理解を深めるための情報提供や学習機会の充実を図ります。

① 外国における男女共同参画の学習

施策の内容	関連事業	所管
外国のジェンダー※意識や男女共同参画についてのセミナー等を開催します。	○男女共同参画推進セミナーの開催【再掲】	男女共同参画推進センター

☆② 外国人住民への対応

施策の内容	関連事業	所管
外国人住民などに向けて、生活に関わるさまざまな相談に対応できる相談窓口を運営します。	○外国人相談窓口運営事業	国際課

（９）国際化の中での男女共同参画の促進

互いの文化や価値観を理解し尊重する視点を持つとともに、国際感覚を育む学習や外国人との交流の機会を提供します。

① 国際相互理解の促進

施策の内容	関連事業	所管
さまざまな国や地域の文化を知る機会を提供し、互いの多様性についての理解を促進します。	・国際交流協会への支援（倉敷国際ふれあい広場など）	国際課

☆② 世界の女性を取りまく環境についての情報提供

施策の内容	関連事業	所管
国・県・他都市の情報誌や男女共同参画白書などの情報を収集し、男女共同参画推進センターに設置するとともに、ホームページなどにおいても情報提供します。	・世界の動きの情報収集及び情報提供 ○ホームページでの情報提供	男女共同参画課 男女共同参画推進センター

★…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した施策の方針

☆…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した施策

○…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した関連事業



基本目標Ⅱ 性別にかかわらず誰もがいきいきと活躍する社会を創る（女性活躍推進計画）

重点目標3 ワーク・ライフ・バランス※（仕事と生活の調和）の推進

【めざす方向】

ワーク・ライフ・バランスの実現は、働くことを希望するすべての人が仕事と子育て・介護などの生活との二者択一を迫られることなく、働き続け、能力を発揮することにつながります。

長時間労働の是正や労働生産性の向上など働き方改革を進め、性別にかかわらず働きたい人すべてが望む働き方ができるよう、制度の周知と活用を促進するとともに、多様なライフスタイルに応じた子育て・介護サービス等の充実に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、さらに多様化したライフスタイルに合わせてワーク・ライフ・バランスがより一層推進されるように、施策の充実に図ります。

【施策の方針】

（１０）ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

働き方改革や男女共同参画推進についてのセミナー等を実施し、ワーク・ライフ・バランスの意識を醸成します。また、庁内においても長時間労働の是正など、ワーク・ライフ・バランスの向上のための環境づくりを推進します。

① ワーク・ライフ・バランスの意識の醸成

施策の内容	関連事業	所管
ワーク・ライフ・バランスに対する社会全体の意識を高めるとともに、働き方改革を推進するため、事業所と働く方それぞれに対してセミナー等を実施します。	○働き方改革啓発推進事業	労働政策課
セミナー等により、ワーク・ライフ・バランスが図られるよう、法制度の周知や意識啓発を行います。	○男女共同参画推進セミナーの開催【再掲】 ○高梁川流域女性活躍推進事業	男女共同参画課 男女共同参画推進センター

② 市職員のワーク・ライフ・バランス※の実践

施策の内容	関連事業	所管
市職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりを行います。	・長時間労働の是正、休暇取得推進	人事課

（１１）多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実

子育てや介護と仕事や地域活動が両立できるよう、待機児童ゼロに向けた保育サービスの量と質の確保や、子育て支援サービスの充実や育児・介護等の情報提供に努めます。

① 保育所の待機児童の解消

施策の内容	関連事業	所管
くらしき子ども未来プラン後期計画に基づき、保育所の待機児童の解消を図ります。	・待機児童対策	保育・幼稚園課

② 保育についてのきめ細かい情報提供

施策の内容	関連事業	所管
各社会福祉事務所に保育コンシェルジュを配置し、保護者の就労状況や子どもに合った就園案内を行います。	・保育所情報の提供	保育・幼稚園課

③ ファミリー・サポート・センター※の充実

施策の内容	関連事業	所管
子育て家庭の負担軽減のため、ファミリー・サポート・センターで、子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人の相互援助活動の連絡・調整を行います。また、提供会員の活動回数を増やすとともに、提供会員の拡大を図り、子育てを助ける事業の充実を図ります。	・ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課

○…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した関連事業

※ファミリー・サポート・センター：地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織のこと。相互援助活動例：子どもの一時預かりや保育施設への送迎など。



④ 放課後児童クラブの充実

施策の内容	関連事業	所管
保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生のために、放課後や長期休業日等に安心して過ごす遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	・放課後児童クラブ実施事業	子育て支援課

⑤ 子育てに関する相談・支援体制の充実

施策の内容	関連事業	所管
子ども家庭総合支援拠点において、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等の相談に応じ、包括的・継続的な支援を行います。	・子ども家庭総合支援拠点運営事業 【参考】子ども家庭総合支援拠点＝子ども相談センターの全事業が該当する。例：こんにちは赤ちゃん訪問事業等	子ども相談センター
地域のつながりの希薄化による妊婦・母親の孤立感・負担感解消のため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。	・子育て世代包括支援センター運営事業	健康づくり課

⑥ 地域の子育て支援拠点等の充実

施策の内容	関連事業	所管
地域子育て支援拠点等を設け、親子や親同士が集い楽しめる機会や場を提供し、子育ての情報提供や相談体制を充実させ、子育ての悩みや不安の解消を図ります。	・地域子育て支援拠点事業 ・子育て広場開設事業 ・子育てサロン	子育て支援課

⑦ 子育て支援ネットワークの構築

施策の内容	関連事業	所管
倉敷市子育て支援センターを中心として、地域子育て支援拠点、児童館のネットワーク化を図り、それらを地域の拠点として、母親クラブ・子育てサロン、民間団体などの団体間のつながりを促進します。	・子育て力向上事業	子育て支援課

☆⑧ 介護に関する相談体制の充実

施策の内容	関連事業	所管
介護負担の軽減を図るため、介護保険制度の情報提供を行うなど、介護に関する相談・支援を行います。	・窓口相談員の設置 ・介護保険制度のパンフレットによる広報活動 ○高齢者支援センターにおける介護に関する相談支援	介護保険課 健康長寿課（地域包括ケア推進室）

☆⑨ 子育てに関する情報の提供

施策の内容	関連事業	所管
「子育てハンドブックKURA」や「子育て応援マップ」を市内各所の子育て支援情報コーナー等で配布します。また、ホームページ等さまざまな媒体を通して子育てに関する情報を提供し、多様なライフスタイルに対応した子育てを支援します。	○「子育て」情報発信強化事業	子育て支援課

★（１２）事業者等による取り組みの促進

ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けて、多様な働き方への支援や子育て支援の促進、女性活躍推進に関する取り組みを推進している事業所等への支援を行い、事業所等における労働時間短縮の啓発を行います。

☆① 多様な働き方への環境整備に取り組む事業所への優遇措置

施策の内容	関連事業	所管
男女共同参画に関する優れた取り組みを行う事業所を認定し、その事業所に対する特典を設け、取り組みを推進します。	○倉敷市男女共同参画推進事業所認定制度	男女共同参画課

☆② 働き方改革を踏まえた労働時間短縮のための啓発

施策の内容	関連事業	所管
定時退庁の促進など労働時間短縮のための意識啓発を行います。	○市職員のワーク・ライフ・バランス推進強化月間の実施	人事課
労働者の通勤時間の短縮や、業務の効率化という観点から、テレワークや在宅ワーク等の普及啓発を行うことで、労働時間の短縮を図ります。	○働き方改革啓発推進事業【再掲】	労働政策課
市内に事業所を有する事業所等の人事担当者へ女性活躍の推進を働きかけます。	○高梁川流域女性活躍推進事業【再掲】	男女共同参画課

☆③ 積極的な取り組みを行っている事業所への表彰制度の実施

施策の内容	関連事業	所管
事業所の子育て支援の促進を図るため、従業員に対する仕事と子育ての両立支援に加え、企業活動を通じた子どもと子育て家庭への支援や、地域の子育て支援活動などへの応援を行っている事業所等に対し、表彰を行います。	○倉敷市保健福祉功労者表彰（児童福祉功労・事業所）	子育て支援課

★…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した施策の方針

☆…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した施策

○…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した関連事業

☆④ 厚生労働大臣が定める女性活躍を推進する事業所認定マーク「えるぼし※」
及び子育てサポート企業の認定マーク「くるみん※」の普及啓発

施策の内容	関連事業	所管
将来の安定した労働力確保のために非常に重要な課題である女性活躍推進について、「えるぼし」「くるみん」等の制度を事業所に対して周知し、普及を図ります。	○市町雇用対策協議会運営事業 ○事業所への周知	労働政策課 男女共同 参画課

キーワード ～倉敷市男女共同参画推進事業所認定制度～

一人ひとりの事情に応じた多様な働き方ができる環境整備等に積極的に取り組む市内の事業所等を認定し、公表することにより、事業所等における男女共同参画の推進及び発展を図ることを目的とした制度です。

- (1) 性別等にとらわれない多様性のある人材活用と制度運用
- (2) 仕事と家庭の両立支援
- (3) 女性の活躍推進

以上の3つの観点から優れた取り組みを行う事業所を認定しています。



キーワード ～えるぼし～

「えるぼし」は女性活躍推進法※に基づく認定制度です。

一定の認定基準を満たし、女性の活躍を推進している状況が優良だと認定された企業が取得できます。

えるぼし認定を取得した企業は「女性がライフイベントの変化を迎えても働きやすい」「男女関係なく活躍できる」という認知度が高まり、女性の注目を集めています。



キーワード ～くるみん～

「くるみん」は次世代育成支援対策推進法※に基づく認定制度です。

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。



※次世代育成支援対策推進法：次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにした法律。※平成17年4月1日施行。平成26年度末までの時限立法であったが、法改正により令和7年3月31日まで延長。

重点目標4 働く場における男女共同参画の促進

【めざす方向】

すべての人がその能力を十分に発揮するために、性別を理由とする差別や不合理な格差を解消するとともに、就労環境の確保・改善に向けた取り組みや多様な働き方を可能とする環境づくりを進める事業所への支援や女性の起業支援を行います。

【施策の方針】

（13）雇用機会における平等の促進

事業所に対し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法[※]の趣旨や内容について周知・啓発を図り、男女間の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについて事業所などに働きかけ、性別にかかわらず、働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。

① 事業所内の男女平等と男女共同参画の意識の醸成

施策の内容	関連事業	所管
事業主等へ、人権問題について正しい理解と認識を深めるための企業への人権啓発研修等を行います。	・労働対策関係事業	労働政策課

② 関係法令や制度に関しての情報提供

施策の内容	関連事業	所管
男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の趣旨や内容の周知を図るとともに、同一労働同一賃金をはじめとした男女平等や男女共同参画に関する理解と協力を働きかけます。	・労働対策関係事業【再掲】	労働政策課
	○男女共同参画推進セミナーの開催【再掲】 ・ワーク・ライフ・バランスをテーマとした出前講座の開催	男女共同参画課

③ 男女雇用機会均等と待遇の確保対策に対する事業所内人事担当者の意識醸成

施策の内容	関連事業	所管
公正採用人権啓発等を行います。	・労働対策関係事業【再掲】	労働政策課

[☆]…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した施策
[○]…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した関連事業



④ 性別にかかわらず市職員の採用、配置等の実施

施策の内容	関連事業	所管
性別にかかわらず、適正な採用、配置等を行います。	・職員採用試験 ・人事管理	人事課

★（１４）就業環境の改善

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたテレワークの導入やオンラインの活用は、通勤時間の削減等だけでなく、これまでの働き方に対して、多様な可能性をもたらしています。事業所・市民に対しテレワークの導入を働きかけるとともに、仕事と私生活を楽しむことができる「イクボス※」を増やす取り組みを市内の事業所に普及することで、就業環境の改善に努めます。

☆① テレワークの推進

施策の内容	関連事業	所管
事業所・市民に対して、テレワークの普及啓発を行うことで、通勤時間の削減や長時間労働の改善を図ります。	○働き方改革啓発推進事業【再掲】	労働政策課
事業所・市民を対象にテレワークへの理解を推進するためのセミナーを実施します。	○高梁川流域女性活躍推進事業【再掲】	男女共同参画課

☆② イクボスを増やす取り組みの推進

施策の内容	関連事業	所管
職場で共に働く部下やスタッフのワーク・ライフ・バランス※を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司を「イクボス」とし、職場の意識改革につながる啓発活動を行います。	○男女共同参画推進事業所認定において特に優れた取り組みを行う企業へのさらなる認定基準の検討	男女共同参画課
	○市管理職員への制度周知や研修実施	人事課
	○ワーク・ライフ・バランスの観点を含む人事評価の実施	

※イクボス：職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。



（１５）女性の就業継続と再就職の促進

性別にかかわらず働きやすい職場づくりに向けた啓発を行うとともに、女性が子育て等をしながらも、就労の継続や再就職など多様な働き方が選択できるよう、女性の職業能力の開発・向上に向けた支援等を行います。

① 女性が働きやすい職場環境（風土）の意識啓発

施策の内容	関連事業	所管
男女を問わない育児休業の取得や職場復帰までの職場環境（風土）について、事業所に向けた意識啓発を行います。	・労働対策関係事業【再掲】	労働政策課

② 再就職支援のための講座の開催

施策の内容	関連事業	所管
再チャレンジする女性の就業能力の開発・向上のためのセミナーを開催します。	○女性の再就職支援講座の開催 ○スキルアップセミナーの開催	男女共同参画課

③ 市職員の意識づくり

施策の内容	関連事業	所管
性別にかかわらず、誰もが活躍できる共同参画の意識を持ち、率先して男女共同参画社会※の実現を担えるよう職員研修を行います。	・職員研修の実施	職員研修所

☆④ 保育士等からの相談体制の充実、保育士の離職防止に向けた支援

施策の内容	関連事業	所管
保育所で働いている保育士や保育士資格取得を希望する方からの相談や離職防止を目的とした研修を実施します。	○倉敷市保育士・保育所支援センター運営事業	保育・幼稚園課

★…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した施策の方針

☆…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した施策

○…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した関連事業

(16) さまざまな職業への男女共同参画の促進

性別にかかわらず、自らの意思で将来の職業を選択し、生きがいを持って働くことができるよう、キャリア教育や意識啓発の推進、就労環境の確保を促進します。

☆① 啓発誌「ONE STEP UP」の活用

施策の内容	関連事業	所管
中学2年生を対象とした啓発誌「ONE STEP UP」を市内全中学校へ配布し、学級活動、人権学習、総合的な学習の時間等で活用します。	○啓発誌「ONE STEP UP」の配布【再掲】	男女共同参画課
	・学校園人権教育研修事業【再掲】 ・人権教育の推進【再掲】	人権教育推進室 指導課

② 事業主に対する正規雇用化促進についての働きかけ

施策の内容	関連事業	所管
事業所に対して、正規雇用化促進の働きかけを行います。	○市町雇用対策協議会運営事業【再掲】	労働政策課

③ 女性の新規就農者の確保

施策の内容	関連事業	所管
就農相談会等により、女性の新規就農者の確保に努めます。	○就農促進トータルサポート事業 ○農業次世代人材投資事業	農林水産課

☆④ 女性消防吏員の活躍推進

施策の内容	関連事業	所管
女性の積極的採用や職域拡大をめざし、女性活躍への取り組み事例を公開するなど、啓発に努めます。	○女性消防吏員活躍推進事業	消防総務課



(17) 女性の起業支援

女性の起業を支援するため、インキュベーション^{*}施設の運営、ネットワークづくりの支援、相談対応、セミナー開催、低利な事業資金融資等を行います。

☆① くらしきベンチャーオフィスの運営

施策の内容	関連事業	所管
創業5年未満の起業家に、倉敷駅前の好立地なオフィスを安価で提供するとともに、専任のインキュベーションマネージャによる経営指導及び創業相談を行います。 また、女性起業家や起業をめざす女性を対象としたセミナーや交流会を開催します。	○高梁川流域創業サポートセンター 広域連携事業	商工課

② 児島デザイナーズインキュベーションの運営

施策の内容	関連事業	所管
アパレル・デザイン関連事業に特化した創業5年未満の起業家に、児島産業振興センター内にある工業用マシン等の設備使用も可能なオフィスや工房を安価で提供するとともに、専任のインキュベーションマネージャによる経営指導を行います。	○児島産業振興センター運営事業	商工課

③ 起業家等のネットワークの形成支援

施策の内容	関連事業	所管
女性起業家、女性経営者及び起業をめざす女性を対象とした交流会又は勉強会の開催に要する経費の一部を補助します。	・がんばる中小企業応援事業	商工課

☆④ くらしき創業サポートセンターによる起業支援

施策の内容	関連事業	所管
商工会議所、商工会、金融機関等で構成する、くらしき創業サポートセンターによる窓口相談、起業塾の開催等により総合的な起業支援を行います。	○高梁川流域創業サポートセンター 広域連携事業【再掲】	商工課

⑤ 創業サポート特別資金

施策の内容	関連事業	所管
くらしき創業サポートセンターの支援等を受けた創業1年未満の創業者に対して低利な融資を行うとともに、融資に係る信用保証料を全額補給します。	○創業者支援融資事業	商工課

☆…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した施策
○…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した関連事業

※インキュベーション：成立して間がない新企業に国や地方公共団体などが経営技術・金銭・人材などを提供し育成すること。

★（１８）女性のキャリアアップ支援

女性が自身の能力を高め、いきいきと働き続けることができるよう、女性のキャリアアップ・能力向上のための研修や啓発パンフレットによる情報提供などを行います。

① 非正規雇用から正規雇用への転換や再就職を希望する人に対する各種セミナーなどの案内

施策の内容	関連事業	所管
職場におけるスキルアップにつながる講座やセミナーなどの広報活動を行います。	○市町雇用対策協議会運営事業 ○事業所への周知	労働政策課

② 啓発パンフレットの設置・配布

施策の内容	関連事業	所管
国・県の啓発チラシや起業家支援に関する情報パンフレットを窓口を設置し、配布します。	・啓発パンフレットの設置・配布	男女共同参画推進センター

☆③ 働く女性のための講座開催

施策の内容	関連事業	所管
女性の就業継続の促進や、労働法などの正しい理解と認識を深めるため、パンフレット等を活用し事業所へ普及啓発を行います。	○市町雇用対策協議会運営事業 【再掲】	労働政策課
女性のキャリア形成を支援する講座を実施します。	○高梁川流域女性活躍推進事業 【再掲】	男女共同参画課

☆④ 子育てをしながら就職を希望している方への就労支援の周知

施策の内容	関連事業	所管
子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーの設置など子ども連れでハローワークに来所しやすい環境を整備します。また、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援をおこなっているマザーズハローワークを関係機関と連携しパンフレット等により啓発周知します。	○総合的就業・生活支援事業 ○マザーズハローワークの周知	労働政策課 男女共同参画課 男女共同参画推進センター

重点目標 5 家庭、地域社会における男女共同参画の促進

【めざす方向】

家庭や地域は、社会を構成するための生活の基本的な場です。家庭や地域活動において、固定的性別役割分担意識※にとらわれず、誰もがともに社会に参画できるよう、家庭での意識改革を図るための取り組みや地域活動における男女平等と男女共同参画意識の啓発に努めます。

【施策の方針】

（１９）家庭における男女共同参画の促進

家事・育児・介護等の家庭生活への男性の参画を促進するため、男性に対する男女共同参画への趣旨や意義についての理解促進や意識改革を図ります。

また、子育てなどに関する男女間の認識のギャップだけでなく、世代間のギャップの解消に向けて啓発に取り組みます。

① 家庭の教育力向上のための支援

施策の内容	関連事業	所管
保護者や地域住民等を対象に、学習する「家庭教育学級」の中でも、保護者や養育者の男女平等と男女共同参画意識を高め、明るい家庭づくりと家庭教育力の向上を図ります。	・家庭教育学級開設事業	生涯学習課

② 男性の生活・自活能力を高めるための事業の実施

施策の内容	関連事業	所管
地域にもっとも身近な生涯学習施設である公民館において、男性の生活・自活能力を高めるための事業を関連部署と連携しながら、展開します。	・くらしき市民講座などの各種講座の開催 ・各種講座・講演会の実施【再掲】	市民学習センター
男性の生活・自活能力を高めるための事業を関連部署と連携しながら、展開します。	・家事・育児・介護への参画をテーマにした講座の開催	男女共同参画課 男女共同参画推進センター

★…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した施策の方針

☆…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した施策

○…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した関連事業



☆③ 子育てに関する常識の世代間ギャップの解消

施策の内容	関連事業	所管
変化・進歩する育児に関する知識を祖父母が学ぶ講座を開催し、子育てに関する常識の世代間ギャップ解消に努めます。	・各種講座・講演会の実施【再掲】	市民学習センター
変化・進歩する育児に関する知識について、セミナーを開催し世代間ギャップ解消に努めます。	○男女共同参画推進セミナーの開催【再掲】	男女共同参画課

(20) 地域における男女共同参画の促進

多様化する地域の課題やニーズに対応していくためには多様な人材の確保が必要です。そのために、一人ひとりが持つ知識や経験能力を十分に発揮でき、性別や年齢にかかわらず地域で暮らす誰もが地域社会の担い手となるよう男女共同参画の意識を啓発します。

☆① 男女共同参画を推進する人材育成

施策の内容	関連事業	所管
男女共同参画を推進するため、さまざまな分野において活躍できる人材の育成に努めます。	○男女共同参画推進セミナーの開催【再掲】 ○男女共同参画人材バンクの周知	男女共同参画課 男女共同参画推進センター

② 地域で実施される啓発活動への支援

施策の内容	関連事業	所管
人権学習推進事業を通して、地域で取り組まれる男女平等と男女共同参画意識の啓発活動への支援に努めます。	・人権学習推進事業の実施	市民学習センター



☆③ 地域で実施される団体活動への支援

施策の内容	関連事業	所管
異なる年齢の子どもたち、地域の大人がともに活動し、地域社会全体で子どもの育成に取り組む子ども会を支援します。	・子ども会の支援	市民学習センター
よりよい地域社会をつくるために婦人会が実施する、研修会・講座・集会・活動等の実施を支援します。	・婦人会活動の支援	市民学習センター
コミュニティ協議会を対象とした交流会（研修会）を開催し、地域で活躍する人に学び合いの場を提供します。	○コミュニティ協議会の活動に対する支援	市民活動推進課
団体の自主的な活動の場の提供等を行うことにより、男女共同参画を推進する人材の育成や関係団体の連携が図られるよう支援します。	・男女共同参画推進センター登録団体への支援	男女共同参画課

★（21）男性にとっての男女共同参画の推進

男性向け講座の実施や各種制度の普及・周知により、男性の仕事と育児の両立の促進を図るとともに、男性の家事、育児、介護への参画や育児休業等取得に関する社会的な機運の醸成を図ります。

☆① 男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成

施策の内容	関連事業	所管
男性の家事・育児・介護への参画をテーマにした講座を開催し、意識の醸成に努めます。	・各種講座・セミナーの実施	男女共同参画推進センター

☆② 男性のための円滑なコミュニケーション能力向上のための支援

施策の内容	関連事業	所管
男性を対象としたコミュニケーション能力をアップするための講座を開催します。	・各種講座・セミナーの実施【再掲】	男女共同参画推進センター

★…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した施策の方針

☆…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した施策

○…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した関連事業



☆③ 父親の子育てへの関わりの促進

施策の内容	関連事業	所管
父親を対象とした家事・育児への関わりを促進する講座・イベントなどを、協働や他事業との連携により開催します。	・各種講座・講演会の実施【再掲】	市民学習センター 男女共同参画推進センター

☆④ 育児・介護休業制度の普及・啓発

施策の内容	関連事業	所管
育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるため、パンフレット等を活用し事業所へ普及啓発を行います。	○市町雇用対策協議会運営事業【再掲】	労働政策課
育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるため、市職員へ制度等の周知徹底を図ります。	○育児・介護との両立支援ハンドブックの作成・配布	人事課





重点目標 6 政策・方針決定過程への女性の参画促進

【めざす方向】

自治会、PTA、事業所等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市においては、審議会や各附属機関の委員等への積極的な女性の登用、女性活躍推進法^{*}に基づく事業主行動計画の策定などに取り組みます。

また、地域活動を行う団体や事業所等に意識啓発や情報提供を行い、方針の立案及び決定に女性の参画が拡大するよう働きかけます。

【施策の方針】

(22) 行政における女性の参画促進

政策・方針決定過程に対してさらに女性の活躍が進むことは、さまざまな価値観を反映した豊かな社会の形成につながることから、審議会や各附属機関の委員等への積極的な女性の登用に取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響は、性別により異なる場合もあるため、その違いを踏まえた政策課題やさまざまな意見を十分反映できる市政運営に努めるとともに、女性の活躍を推進するための取り組みを規定した行動計画を策定し、行政における女性の参画を促進します。

① 各種審議会等の女性委員の登用の促進

施策の内容	関連事業	所管
各種審議会等の女性委員の比率が上昇するよう、各種審議会等を所管している担当課に対し、女性委員の積極的な登用を求めます。	・各種審議会等への女性委員の登用を求める依頼文の送付	総務課 男女共同参画課
男女共同参画を推進する登録人材を積極的に審議会等において登用していくよう働きかけます。	○男女共同参画推進人材登録制度 ○審議会における女性比率の目標及び人材登録制度の庁内周知	男女共同参画課

② 性別にかかわらず市職員の管理職への登用

施策の内容	関連事業	所管
性別にかかわらず、真に能力ある人材を管理職に登用します。	・人事管理【再掲】 ○人材育成事業	人事課

☆…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した施策
○…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した関連事業



③ 女性活躍推進法※に基づく特定事業主行動計画の策定及び公表

施策の内容	関連事業	所管
市女性職員の活躍に関する状況把握・課題分析を踏まえ、女性の活躍を推進するための取り組みを規定した行動計画を策定し、これを公表します。また、毎年、その取り組み状況を公表します。	・女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定及び公表	人事課

(23) 地域活動における女性の参画促進

コミュニティ協議会、自治会、PTA等の地域活動の場において、方針決定の場における女性の登用が進むよう、地域のあらゆる場において、啓発や情報提供を行い、固定的性別役割分担意識※の解消を図り、多様な人材が主体的に地域活動や社会貢献活動に参画できる環境づくりを進めます。

☆① コミュニティ協議会に対する支援

施策の内容	関連事業	所管
コミュニティ協議会を対象とした交流会（研修会）を開催し、地域で活躍する人に学び合いの場を提供します。	○コミュニティ協議会の活動に対する支援【再掲】	市民活動推進課

② 男女共同参画推進リーダーの養成

施策の内容	関連事業	所管
男女共同参画について広く学習機会の充実を図ったり、登録団体の支援を行ったりすることで、審議会などの方針決定の場で活躍できる人材を養成します。	○男女共同参画推進セミナーの開催【再掲】 ・男女共同参画推進センター登録団体への支援【再掲】	男女共同参画課

☆③ 男女共同参画社会※づくり功労者の表彰

施策の内容	関連事業	所管
男女共同参画を積極的に推進している市民を表彰し、その取り組みを公表します。	・男女共同参画社会づくり表彰事業（個人の部）	男女共同参画課



基本目標Ⅲ 安心して暮らせる生活環境を創る

重点目標 7 生涯にわたる女性をはじめとした健康支援

【めざす方向】

男女がともに身体的性差に関して正しい知識を持ち、妊娠または出産などにおいて双方がより良い協力関係を保つとともに、性と生殖に関する女性の自己決定権が尊重され、男女がライフステージ※に応じて、それぞれの心身の健康の保持・増進ができるよう支援します。

【施策の方針】

(25) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

市民が生涯にわたり健康を保持できるよう、心や体の健康に関するさまざまな情報提供・健康相談事業を実施し、ライフステージや性差に応じた主体的な健康づくりへの取り組みを支援します。

① 健康相談の充実

施策の内容	関連事業	所管
心や体の悩みなどについて、窓口や電話などによる健康相談を充実します。	・健康相談	健康づくり課

② 母子保健施策の充実

施策の内容	関連事業	所管
母子の健康な生活を支援するため、妊娠から出産子育てまでの一貫した健康診査、保健指導、相談などのサービスを充実します。	・妊産婦乳児健康診査事業	健康づくり課
幼児の健康保持増進のために幼児健診を実施します。	○幼児健康診査事業	健康づくり課

③ さまざまな悩みについての相談体制の充実

施策の内容	関連事業	所管
健康や生活の安定と自立のために、性別を問わず必要に応じて適切な相談ができるよう各種相談の相談時間・体制の充実を図ります。また、専門相談員を配置するなど質の向上や相談しやすい環境をつくりま	- 相談事業 ○専門家によるカウンセリング ○性的マイノリティ※のための相談窓口設置の検討【再掲】	男女共同参画課 男女共同参画推進センター

④ 心の健康づくり支援

施策の内容	関連事業	所管
自殺やうつ病予防など心と体の健康づくりのための知識の普及や啓発、相談体制の充実を図ります。	- 心の健康づくり講座 - 自殺予防対策事業（職域との連携を含む） - 心の健康相談	保健課

⑤ 疾病予防と健康づくりの充実

施策の内容	関連事業	所管
性差を踏まえた心身の健康に関する正しい知識の普及・啓発を行い生活習慣病の予防対策を推進します。	- 健診の受診機会の少ない女性への健診機会の提供 - 働く女性に配慮した健診の実施 - 女性の健康づくり推進事業 - 健康増進事業	健康づくり課
栄養改善協議会へ委託し、男性料理教室を開催することにより、バランスの良い食事・正しい食生活の実践、健康づくりへの意識を高めます。	○保健衛生普及事業（男性料理教室）	健康づくり課

○…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した関連事業



(26) 女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※）についての意識づくり

女性一人ひとりがライフデザインやキャリアデザインを描く中で、健康を守りながら妊娠・出産を実現するなどさまざまな生き方を、女性自身が自由に決められるよう、性と生殖に関する健康・権利を啓発するとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない健康支援を行います。

① 安全な妊娠出産の確保

施策の内容	関連事業	所管
妊娠・出産期の健康管理の充実とともに、経済的負担の軽減を図ります。 また、妊娠を望む女性への不妊治療に関する相談・経済的支援の充実を図ります。	・おやこ健康手帳の交付・妊婦相談の実施 ・妊産婦健康診査公費負担・特定不妊治療費助成など経済的支援の実施 ・産後ケア事業 ・妊産婦乳児健康診査事業【再掲】 ・特定不妊治療助成事業	健康づくり課
地域のつながりの希薄化による妊婦・母親の孤立感・負担感解消のため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。	・子育て世代包括支援センター運営事業【再掲】	健康づくり課

② 性感染症の予防のための正しい知識の普及

施策の内容	関連事業	所管
エイズや性感染症の予防に関する啓発活動、相談・検査を通して健康支援をします。	・エイズ・性感染症予防普及啓発活動 ・エイズ・性感染症相談 ・エイズ・性感染症検査	保健課

③ 出前講座の開催

施策の内容	関連事業	所管
「いつまでも輝いて 女性の健康を応援します」をテーマに出前講座を開催し、健康づくりを支援します。	・健康教育・出前講座	健康づくり課

④ 心と体の健康講座の実施

施策の内容	関連事業	所管
女性の心と体の健康をテーマとする講座を実施し、健康づくりについての啓発に努めます。	・心と体の健康講座の実施	男女共同参画推進センター

⑤ 女性の検診の受診勧奨

施策の内容	関連事業	所管
女性のがん（乳がん、子宮がん）の早期発見、早期治療の必要性を啓発します。	・健康教育・出前講座【再掲】	健康づくり課

☆⑥ 学童・思春期における健康教育の充実

施策の内容	関連事業	所管
発達段階に応じた性に関する指導を通して、心身の機能の発達と心の健康について指導の充実を図ります。	○保健教育の推進	保健体育課

重点目標8

困難を抱える人々への包括的な支援体制の構築

【めざす方向】

高齢者や障がい者、ひとり親等のさまざまな困難を抱える人々が、社会を支える重要な一員として、問題・課題の解決に向けて、安心して相談できる支援体制の構築につなげます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済社会全体にも大きな影響を及ぼし、生活に困窮する方やさまざまな困難を抱える人々にも、より深刻な影響をもたらしているため、一人ひとりの生活上の困りごとに寄り添った幅広い支援を行います。

【施策の方針】

（２７）複合的な困難を抱える人への支援

経済状況や健康状態、社会的孤立など、個々が抱える複雑化・多様化する問題の解決を図るため、住民、地域団体、社会福祉協議会等の福祉団体、行政が連携し、福祉等の諸施策について、情報の提供や総合的な支援を行います。

① 生活に困窮された方に対する自立に向けた相談支援

施策の内容	関連事業	所管
生活困窮に関する相談に対して、行政の各部署・民間団体等が連携して支援します。	・生活困窮者自立支援事業	福祉援護課

☆…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した施策

○…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した関連事業



② 民生委員・児童委員活動の充実

施策の内容	関連事業	所管
担当地区の民生委員・児童委員が生活相談や助言、福祉サービスの情報提供や援助を行います。	・ 民生委員・児童委員活動	福祉援護課

☆③ 被保護者の健康管理支援

施策の内容	関連事業	所管
健診異常値を未治療のまま放置したり、生活習慣病の治療を中断したりしている生活保護利用者に対し、医療機関へ受診勧奨等の健康管理支援を行うことで、被保護者の健康や生活の向上を図ります。	○被保護者健康管理支援事業	生活福祉課

(28) 高齢者や障がい者等の自立支援

高齢者や障がい者やその家族が、住み慣れた地域社会の中で、安心して暮らし続けていくために、在宅生活の継続を可能とするさまざまな支援やサービスを提供するとともに、支援を必要としている人が支援やサービスにつながるよう情報提供を行います。

また、生きがいつくり、多様な地域活動への参加や、地域での支え合いの体制づくりを推進し、高齢者や障がい者等が健康で自立した生活を送るための支援を充実します。

① 高齢者への生活支援

施策の内容	関連事業	所管
援護を必要とする在宅のひとり暮らし高齢者等に、栄養バランスに配慮した食事を宅配するとともに、安否確認を実施し、在宅生活を支援します。	・ 給食サービス事業	健康長寿課 (地域包括ケア推進室)
住宅に困窮する高齢者や障がい者世帯に対し、市営住宅入居の支援を行います。また、高齢者が安心して自立した生活を営むことができるよう、高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給を促進します。	・ 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	住宅課

② 高齢者の孤立防止と活動支援

施策の内容	関連事業	所管
高齢者の閉じこもりを防ぎ、外出の機会を確保するとともに、高齢者が活動的な生活を営めるように気軽に集える機会の拡充を図ります。	・老人福祉センター、憩の家の活用 ・老人クラブ活動助成事業	健康長寿課
	・ふれあいサロン*事業	健康長寿課 (地域包括ケア推進室)

③ 高齢者の日常生活支援

施策の内容	関連事業	所管
高齢者が居宅において安心して暮らすことができるよう、日常生活用具の給付等のきめ細かなサービスを提供します。	・緊急通報装置設置等在宅福祉事業 ・高齢者日常生活用具給付事業	健康長寿課

④ 認知症高齢者を支える地域づくり

施策の内容	関連事業	所管
認知症サポーターの養成に努め、理解を促進することにより、地域の見守り支援体制の強化を図ります。	・認知症サポーター養成講座の開催	健康長寿課 (地域包括ケア推進室)

☆⑤ 高齢者の就労支援

施策の内容	関連事業	所管
ハローワーク倉敷中央に設置された「生涯現役支援窓口」を通して、高年齢求職者に対するチーム支援や55歳以上の求職者の個別求人開拓を推進し、高齢者の就職促進を図ります。	○総合的就業・生活支援事業 ○ハローワーク生涯現役支援窓口の周知	労働政策課

⑥ 障がい者の日常生活支援

施策の内容	関連事業	所管
障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、ヘルパーの派遣、手話通訳の派遣、補装具の給付、相談支援等のサービスを提供します。	・コミュニケーション支援事業 ・障がい者支援センター（I型）事業 ・居宅介護事業 ・補装具費給付事業	障がい福祉課

☆…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した施策
 ○…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した関連事業

※ふれあいサロン：家に閉じこもりがちな高齢者等を対象に、社会参加・健康づくり・仲間づくりなどを目的として活動する場。



☆⑦ 障がい児の支援体制の充実

施策の内容	関連事業	所管
相談員による一貫した支援や発達に関する専門相談等を行うことにより障がい児の包括的な支援を行います。	○総合療育相談センター事業	障がい福祉課

⑧ 権利擁護等の充実

施策の内容	関連事業	所管
高齢者や障がい者の権利擁護に関する支援を行います。（成年後見制度に関する相談受付や市長申立てによる制度利用等）	・成年後見制度市長申立 ○成年後見制度利用促進事業	福祉援護課

（２９）ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭等が抱える複合的な問題に応じるために、関係機関との連携を図り、生活支援、就業支援、経済的支援等を充実していきます。

① 児童扶養手当の支給

施策の内容	関連事業	所管
ひとり親家庭で１８歳到達後最初の３月３１日までの児童（心身に障がいのある場合は２０歳未満）を監護している親または養育者に手当を支給します。	・児童扶養手当給付事業	子育て支援課

② 母子家庭等高等職業訓練促進給付金制度・自立支援教育訓練給付金制度

施策の内容	関連事業	所管
母子家庭の母または父子家庭の父が、就労に有利な特定の資格を取得するため養成機関で修業する場合や就労を目的とした教育訓練講座を受講する場合に、給付金を支給します。	・母子家庭等自立支援給付金事業	子育て支援課

③ 母子・父子自立支援員の設置

施策の内容	関連事業	所管
ひとり親家庭の相談や母子父子寡婦福祉資金の貸付相談などを受けます。	・母子・父子自立支援事業	子育て支援課

④ 生活の支援

施策の内容	関連事業	所管
生活や子どもの養育が困難となった母子家庭が安心して生活できるよう、母子生活支援施設において自立促進のための生活支援を実施します。	・母子生活支援施設運営事業	子ども相談センター 子育て支援課
住宅に困窮するひとり親家庭に対し、市営住宅入居の支援を行います。	・ひとり親家庭支援事業	住宅課

⑤ 就学の支援

施策の内容	関連事業	所管
経済的な理由により、就学が困難な高校生、大学生等に対し、奨学金制度を実施します。	・奨学金給付貸付事業	学事課
経済的な理由により、小・中学校に通う子どもの就学援助を希望する保護者に対し、学用品や給食などの経費の一部援助を行います。	・就学援助事業	学事課

☆⑥ 医療費の助成

施策の内容	関連事業	所管
ひとり親家庭等の養育者と児童に対し、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成します。	○ひとり親家庭等医療費助成事業	医療給付課

⑦ 学習の支援

施策の内容	関連事業	所管
中学生を対象に高校進学に向けた学習支援、進路相談、生活相談を行います。	・学習教室「くらすば」運営事業	福祉援護課
小学生のいる家庭等を対象に、専門支援員が家庭訪問を行い、生活習慣・学習習慣の習得に向けた支援を行います。	○小学生等訪問型学習・生活支援事業	福祉援護課

⑧ ひとり親家庭等の自立支援についての相談体制の充実

施策の内容	関連事業	所管
困難を抱える家庭が安心して生活できるよう、スクールソーシャルワーカーの派遣を県に依頼し、学校生活上のことや家庭のこと等の保護者や児童生徒の相談支援を行います。	・スクールソーシャルワーカーを活用した行動連携推進事業	指導課
ひとり親家庭等の自立について相談支援を行います。	・相談事業【再掲】	男女共同参画推進センター

☆…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した施策
○…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した関連事業



重点目標 9 防災・復興対策における男女共同参画の促進

【めざす方向】

平成30年7月豪雨災害による甚大な被害が生じた真備地区の状況を踏まえ、さまざまな立場の人に配慮した防災意識の向上や、平常時からの男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策を促進します。

【施策の方針】

(30) 防災・復興対策における男女共同参画の促進

女性と男性のニーズの違いや、性的指向※・性自認※に配慮した避難所運営や避難所運営マニュアルの作成に努めるとともに、自主防災組織や消防団員などの防災活動への女性の参画を促し、平常時からの男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策に取り組みます。また復興対策において、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努めます。

☆① 地域防災計画等への男女共同参画の視点の反映

施策の内容	関連事業	所管
パブリックコメント※等で女性をはじめとした多様な意見を集約し、地域防災計画等へ反映させます。	○パブリックコメントの実施	危機管理課

☆② 避難所運営及び避難所運営マニュアル等への男女共同参画の視点の反映

施策の内容	関連事業	所管
災害から受ける影響やニーズに関する性別による相違点や性的マイノリティ※への配慮といった内容を避難所運営マニュアルに盛り込み、周知を図ります。また、避難所運営におけるハラスメント防止に取り組みます。	○男女共同参画の視点に立った避難所運営と避難所運営マニュアル等の策定	防災推進課 男女共同参画課

③ 自主防災組織への男女共同参画の促進

施策の内容	関連事業	所管
出前講座等により、自主防災組織、地域での防災活動への女性の参画や男女共同参画の視点の重要性の認識について働きかけを行います。	・自主防災組織育成事業	防災推進課 男女共同参画課

☆④ 女性消防団員の入団促進

施策の内容	関連事業	所管
市民の防災力向上のため、女性団員を中心にさらなる啓発活動の充実に努めます。	○火災等に関する予防啓発活動の拡充	消防総務課

⑤ 防災士の育成

施策の内容	関連事業	所管
防災士育成講座を実施し、男女共同参画の視点も取り入れた防災活動についての啓発を行います。また、女性防災士や女性防災リーダーの育成に努めます。	・防災士育成講座の実施	防災推進課

☆⑥ 男女共同参画の視点の必要性への啓発

施策の内容	関連事業	所管
災害に備え、平常時から男女共同参画の視点の必要性等について啓発し、意識改革を進めます。また、地域の主体的な学習機会の拡充を推進することで、地域の復興を支える人材の育成を図ります。	○男女共同参画推進地域リーダー育成セミナー（地域支援推進セミナー・地域活動推進出前講座）の開催 ○内閣府男女共同参画局作成「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン※」の周知・啓発	男女共同参画課

☆⑦ 災害対応に精通した職員の育成

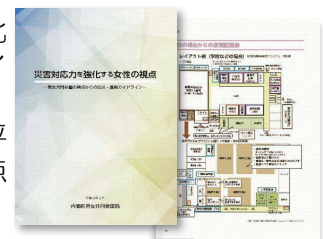
施策の内容	関連事業	所管
平成30年7月豪雨災害の対応経験を踏まえ、外部講師による防災研修会等により男女共同参画の視点を取り入れた災害対応力に優れた職員の育成に取り組みます。	○防災研修会等の開催	防災推進課

キーワード

災害対応力を強化する女性の視点
～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～

令和2年5月に、内閣府男女共同参画局から「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が示されました。

このガイドラインには、地方公共団体や自主防災組織などが、平常時からの災害の備えや災害発生時において、男女共同参画の視点から取り組むべき事項が掲載されています。



☆…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した施策
○…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した関連事業



基本目標Ⅳ あらゆる暴力を防止する社会を創る（DV※防止計画）

重点目標 10 あらゆる暴力の根絶

【めざす方向】

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透・徹底させるため、実態に即した相談や啓発を行います。

また、学校教育の場で暴力の根絶に向けた人権教育を行うとともに、職場におけるセクシュアル・ハラスメント※やマタニティ・ハラスメント※等を防止するため、相談窓口の周知や対応策に関する情報提供を行うことにより、事業所や市民に対する啓発活動を促進します。

【施策の方針】

（３１）DVを防止する教育・啓発の推進

関係機関と連携し、DVは児童虐待も含む重大な人権侵害であるという認識を高め、若年層をはじめとした幅広い世代に対して正しい知識と理解を深めるための教育、広報や啓発活動を推進します。

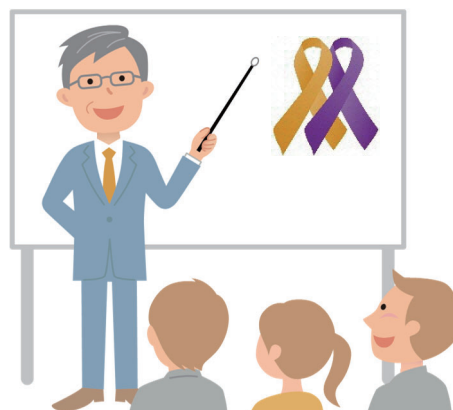
① 幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境整備

施策の内容	関連事業	所管
男女平等観が形成される人権教育を推進します。	・人権教育の推進【再掲】	保育・幼稚園課
	・学校園人権教育研修事業【再掲】 ・人権教育の推進【再掲】	人権教育推進室 指導課
学校においては、性別にかかわらず、自分の性を大切にするとともに相手の性も尊重するよう、発達段階に応じてデートDV※について学習する時間を設けるなど、自分のこととして考える機会となるよう努めます。 また、デートDV被害者が最初に相談する相手として、親しい友人や保護者を選んでいく傾向もあり、若者やその保護者にパンフレット等の配布を行うなど、普及啓発を推進し、デートDVの防止に努めます。	・学校園人権教育研修事業【再掲】 ・PTA人権教育推進事業【再掲】 ○中学・高等学校におけるデートDV防止講演会の開催	人権教育推進室
	・性に関する指導	指導課
	・青少年の補導及び相談活動	青少年育成センター
	○人権擁護委員等との協働によるデートDVをテーマとした出前講座の開催。	男女共同参画課

※マタニティ・ハラスメント：妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取り扱いを行うこと。

② 発生防止及び抑制に向けた啓発の推進

施策の内容	関連事業	所管
パンフレットやリーフレット等による周知と人権啓発広報誌、報道機関等による人権尊重の意識啓発を行うとともに、イベントや講座等による啓発を行います。	・DV※防止に関する啓発パンフレットの作成・配布 ・DV防止講座などの開催 ・DV防止の出前講座の開催 ・DV防止の啓発ビデオ等の収集・提供 ○高校においてデートDV※の啓発チラシ設置、ポスター掲示	男女共同参画課
DVは人権を侵害する行為であるという理解を深め、その発生を防止し、早期に発見するため広く市民への意識啓発を行います。	○DVパネル展（共催）	男女共同参画課
「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク※（パープルリボン※）」による啓発活動を男女共同参画推進センター及び隣保館において実施します。	○パープルリボン運動	男女共同参画課 男女共同参画推進センター 人権推進室
「子どもの虐待防止のためのシンボルマーク（オレンジリボン※）」と「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク（パープルリボン）」を連携した啓発を実施することにより、啓発効果の向上を図ります。	○オレンジリボン運動 ○パープルリボン運動【再掲】	男女共同参画課 子ども相談センター



○…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した関連事業

★（３２）性暴力を防止する教育・啓発の推進

性犯罪・性暴力の根絶に向けて、被害者にも加害者にもならないための教育・啓発活動をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備を促進します。

☆① 暴力被害の予防教育・啓発の実施

施策の内容	関連事業	所管
児童生徒が暴力の被害者にも加害者にもならないよう、あらゆる性暴力を防止するための教育・啓発を推進します。	・学校園人権教育研修事業【再掲】	人権教育推進室
性暴力被害についての相談窓口をチラシ、ポスター等で周知します。	○性暴力被害相談窓口の周知	男女共同参画課
講座、セミナー等による性暴力予防について啓発します。	・各種講座・セミナー等の開催【再掲】	

（３３）働く場におけるさまざまな暴力の防止

職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向けて、事業所等に対し、継続的に啓発を図り、各種ハラスメントにおける相談窓口を周知することで、働きやすい環境づくりを推進します。

① 企業内人権啓発研修の実施

施策の内容	関連事業	所管
セクシュアル・ハラスメント※やパワー・ハラスメント※、カスタマー・ハラスメント※等に関する事業主の意識改革につながる企業への人権啓発研修等を実施します。	・労働対策関係事業【再掲】	労働政策課

② セクシュアル・ハラスメント等の講座の実施

施策の内容	関連事業	所管
事業所を対象にセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止のための講座等を実施し、広報・啓発に努めます。	・出前講座の実施【再掲】	男女共同参画課

※パワー・ハラスメント：職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの３つの要素をすべて満たすものをいう。

※カスタマー・ハラスメント：消費者、顧客や取引先からの悪質なクレームや不当な要求のことをいう。

③ セクシュアル・ハラスメント*等の相談窓口の充実

施策の内容	関連事業	所管
セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント*等の相談窓口の充実に努めます。	・セクシュアル・ハラスメント等の相談窓口の充実 ・各種ハラスメントの相談窓口の周知	男女共同参画課 男女共同参画推進センター

☆④ 職場におけるハラスメントの防止啓発

施策の内容	関連事業	所管
職場におけるハラスメント等の防止に向けて、事業所に対してパンフレット等を活用し、継続的に普及啓発を図ります。	○市町雇用対策協議会運営事業【再掲】	労働政策課
	○啓発チラシの配布	男女共同参画課
	○市職員を対象とするハラスメント対策整備事業	人事課

★（３４）加害者への対応

被害者支援の一環として重要となるDV*加害者更生プログラム実施にあたり、先進事例の研究や民間団体と協働しての実施を検討します。

☆① 加害者更生プログラム実施のための基盤づくり

施策の内容	関連事業	所管
DV加害者の更生をめざしたプログラムに関する先進事例を研究するとともに、民間団体と協働してプログラムの実施を検討します。	○加害者更生プログラム実施に向けた研究	男女共同参画課

★…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した施策の方針
 ☆…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した施策
 ○…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した関連事業



重点目標 1 1 被害者の早期発見・早期対応と自立支援

【めざす方向】

DV※を防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、暴力防止のための広報・啓発を進めるとともに、相談窓口の周知を図り、相談支援体制の充実と周知を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活不安やストレスによるDV被害等の増加、深刻化が懸念されていることから、一人ひとりの状況に応じた相談や周知・啓発を行います。

さらに、被害者支援のための相談事業等については、DV被害者だけでなく、子どもの安全にも配慮し、民間団体や関係機関との連携強化に努め、被害者や被害者家族の自立支援につなげていきます。

【施策の方針】

(35) 被害者の早期発見と相談体制の充実

被害者の早期発見、早期対応を図るため、外国人や障がい者等にも配慮した相談業務を実施します。また、相談や支援にかかわる職員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大など、非常時にも相談しやすい体制を構築していきます。

① 被害者の早期発見

施策の内容	関連事業	所管
「民生委員・児童委員協議会」や民間団体に、早期発見や通報などの働きかけを行います。	・ 民生委員・児童委員活動【再掲】	福祉援護課
	・ 民生委員・児童委員協議会への働きかけ ○ 民間団体との連携	男女共同参画課

② 被害者相談の実施

施策の内容	関連事業	所管
DV※被害者からの相談を受けるとともに、必要な助言、情報提供を行います。	・ 市民相談	生活安全課
	・ 家庭児童相談事業 ・ 児童虐待防止事業	子ども相談センター
	・ 青少年相談活動	青少年育成センター
	・ 相談事業（配偶者暴力相談支援センター※）【再掲】 ○専門家によるカウンセリング【再掲】	男女共同参画課 男女共同参画推進センター
高齢者に関する相談を受けるとともに、必要な助言、情報提供を行います。	○高齢者支援センター運営事業	健康長寿課 (地域包括ケア推進室)

③ 相談体制の充実

施策の内容	関連事業	所管
相談員の資質向上等、配偶者暴力相談支援センター※としての機能の充実を図ります。	・ 相談員の資質向上のための研修等への参加 ○弁護士、臨床心理士によるスーパーバイズ（指導・助言）の実施	男女共同参画課 男女共同参画推進センター
外国人住民などのDV被害者へ他機関が行う多言語での相談窓口などの情報提供を行います。	・ 他機関の多言語相談窓口などの情報提供	国際課
外国人住民などのDV被害者からの相談を受け付け、庁内の適切な窓口と連携します。	○外国人相談窓口運営事業【再掲】	国際課
窓口案内等や点字による情報提供を行います。	・ 障がい者ガイドBOOKの配布	障がい福祉課
障がい者などが相談しやすい相談体制を整備します。	・ 障がい者相談員設置事業	障がい福祉課
被害者を早期に発見するために、DV相談プラス※等のDVの相談機関の周知を図ります。	○DV相談カードの作成・配布	男女共同参画課

○…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した関連事業

※DV相談プラス：新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化が懸念されることから、内閣府の運用するDV相談ナビを拡充したもの。令和2年4月から開始され、従来の電話相談に加え、外国語相談やWEB面談を実施している。

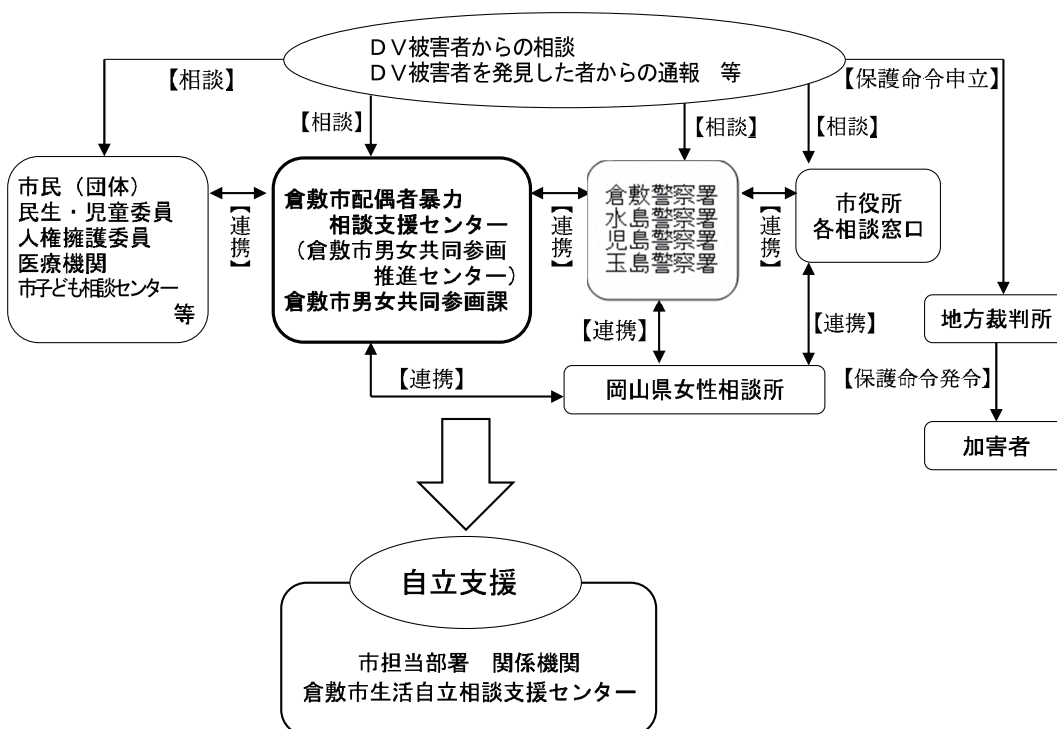
④ 地域の健全育成活動及び情報収集

施策の内容	関連事業	所管
中学校区ごとに委嘱している少年補導委員による地域の健全育成活動及び情報収集を行います。	・少年補導委員活動	青少年育成センター

⑤ 防犯・安全対策の強化

施策の内容	関連事業	所管
岡山県警察の不審者情報をもとに、青色パトロールカーで周辺を重点的に巡回するとともに、警察など関係機関からの情報収集を行います。	・青色回転灯設置パトロール車活動	生活安全課 青少年育成センター

配偶者等からの暴力被害支援フロー



(36) 被害者の安全確保と自立支援

被害者の状況と意向に配慮しながら、必要に応じて関係機関と連携して、被害者の安全確保を図ります。

また、被害者が地域で自立した生活を送れるよう、さまざまな支援を行います。

① 被害者の安全確保

施策の内容	関連事業	所管
緊急時の安全な避難場所を提供します。	- 一時緊急避難場所の提供 - 保護施設に避難する際の同行支援	男女共同参画課 男女共同参画推進センター
県や他市町村等と連携し、安全・安心な生活環境を提供します。	母子生活支援施設広域入所事業	子ども相談センター
	民間の避難施設利用	男女共同参画課
同伴家族の子どもへの支援を行います。	- 母子生活支援施設広域入所事業【再掲】 - 児童虐待の早期発見 - 保育所等での支援 - 関係機関との連携	子ども相談センター 保育・幼稚園課 健康づくり課 指導課
介護等が必要な高齢者を同伴している場合の支援を行います。	- 生活支援ショートステイ事業 - 介護保険サービスについての情報提供と相談体制の整備	福祉援護課 介護保険課



② 被害者の自立を支援する環境整備

施策の内容	関連事業	所管
住宅に困窮する被害者に対し、市営住宅入居の支援を行います。	・DV※被害者支援事業	住宅課
民間賃貸住宅への入居支援を行います。	・生活保護の相談・実施	生活福祉課
就職のための情報提供、技能・資格を身につけるなどの就業支援講座を開催します。	・職業情報の提供	労働政策課
	○女性の再就職支援講座の開催【再掲】	男女共同参画課 男女共同参画推進センター
事業所等に雇用への協力を働きかけ、被害者に就業に関する情報提供を行います。	○市町雇用対策協議会運営事業【再掲】 ○総合的就業・生活支援事業【再掲】	労働政策課
	・事業所等への雇用協力依頼及び被害者への情報提供	男女共同参画推進センター
各種保健福祉制度に関する情報提供を行います。	・各種福祉制度の情報提供	福祉援護課
	・障がい者ガイドBOOKの配布【再掲】	障がい福祉課
	・家庭児童相談事業【再掲】 ・児童虐待防止事業【再掲】	子ども相談センター
生活困窮者に対して自立に向けての相談支援を行います。	・生活困窮者自立支援事業【再掲】	福祉援護課
医療機関との連携による被害者の心の支援を行います。	・関係機関との連携による個別支援	健康づくり課
住民基本台帳事務におけるDV・ストーカー行為・児童虐待等の被害者の保護のための支援を行います。	・住民基本台帳事務における支援措置	市民課
同伴児童について、教育・保育関係者へ周知します。	・児童虐待対応	保育・幼稚園課 指導課

(37) 関係機関との連携強化と民間団体等との協働

被害者支援について、一人ひとりが抱えるさまざまな問題に寄り添いながら、早期に適切な支援へとつなげていきます。関係機関と協議調整を行い適切な役割分担と連携を図るとともに、民間支援団体と連携・協働し、民間支援団体がその特性を生かして継続的に活動できるよう積極的に協力します。

① 関係機関との連携強化と民間団体との協働

施策の内容	関連事業	所管
被害者支援について関係機関と協議調整を行い適切な役割分担と連携を図ります。	・DV※被害者等相談支援ネットワーク連絡会の開催 ・児童虐待について、子ども相談センター、児童相談所との連携 ・関係機関相互の情報交換 ・ケース検討会議 ・行政と民間支援団体との連携の強化	男女共同参画課 男女共同参画推進センター
	○市生活困窮者自立支援調整会議	福祉援護課
一人ひとりが抱えるさまざまな問題に寄り添い、早期に適切な支援へとつなげていくことができるように、庁内・庁外の関係機関のネットワーク強化に取り組みます。	○自殺対策ネットワーク会議	保健課



○…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した関連事業

★（３８）ＤＶ※が起きている家庭等の子どもへの支援の強化

子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと（面前ＤＶ）は子どもへの心理的虐待にあたり、子どもの精神や行動面に深刻な影響を与えます。ＤＶが起きている家庭等の子どもへの支援を強化するため、関係機関等と連携し、適切な支援を行います。

☆① 相談体制の充実

施策の内容	関連事業	所管
それぞれの子どもの状況に応じて心のケアやサポート体制を整えるため、関係機関等との連携に努めます。	・相談事業【再掲】	男女共同参画課 男女共同参画推進センター

☆② 関係機関との連携

施策の内容	関連事業	所管
ＤＶが起きている家庭等で養育が心配される子どもについて、配偶者暴力相談支援センター※と児童虐待対応部署が連携し、包括的かつ継続的な支援を行います。	・関係機関との連携	男女共同参画課 男女共同参画推進センター 子ども相談センター
ＤＶが起きている家庭等で養育が心配される子どもについて、要保護児童対策地域協議会※の構成機関が連携し、子どもに関する情報や支援方針を共有し、適切な支援を行います。	・児童虐待防止事業【再掲】	子ども相談センター

☆③ ＤＶが起きている家庭等の子どもへの心身の健康に関する支援

施策の内容	関連事業	所管
ＤＶが起きている家庭等をはじめ、住民票がなくても居住していることが明らかな場合は、予防接種や健診等のサービスを提供したり、保健師が健康相談に応じたりします。	・相談事業【再掲】 ・妊産婦乳児健康診査事業【再掲】 ・幼児健康診査事業【再掲】	健康づくり課
	○予防接種事業	保健課

★…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した施策の方針

☆…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した施策

○…第四次くらしきハーモニープランより新たに追加した関連事業

※要保護児童対策地域協議会：児童福祉法第２５条により、要保護児童等の早期発見及びその保護を目的として、関係機関が連携し、情報を共有しながら要保護児童等への適切な対応を図るために設置する機関。協議会とその下に実務者会議を置き、警察、児童相談所、医師会、民生委員・児童委員、関係主管課等で構成される。